

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | ○ 知事 ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 岩手県 |
| 3. 市区町村名 | 盛岡市 |
| 4. 届出番号 | 15 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-5 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/todokede/mynumber/dokujiriyou.htm |

執行機関名 盛岡市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(訪問入浴サービス事業) |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 108 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 盛岡市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第47号)第3条第1項第2号及び別表第2の13の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条 | 盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成18年告示第501号)第1 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | 第1 この告示は、家庭において入浴することが困難な身体障害者、治療方法が確立していない疾病等である者及び身体障害児(以下「身体障害者等」という。)に対して訪問入浴サービスを定期的に提供することにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図り、もって身体障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成18年告示第501号) 盛岡市地域生活支援給付費支給要綱(平成18年告示第499号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|---|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 | 盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱第6 盛岡市地域生活支援給付費支給要綱第4, 第6及び第7 |
| ②事務の内容 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項の地域生活支援事業又は同条第3項に基づき行う障害者等に対する地域生活支援給付費の支給及び支給の申込み及びサービスの種類等の変更の申込みに係る内容の審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ | 盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱第6 盛岡市地域生活支援給付費支給要綱第4, 第6及び第7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号から第4号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 | 当該給付を受けようとする障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ | 盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱第6 盛岡市地域生活支援給付費支給要綱第4, 第6及び第7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号から第4号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報 | 当該給付を受けようとする障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報 |
| 特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ | 盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱第6 盛岡市地域生活支援給付費支給要綱第4, 第6及び第7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号から第4号 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 | 当該給付を受けようとする障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 |

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|